

中国残留日本人二世として、人間らしく生きるために

－支援法から取り残された中国帰国者たち－

浅野慎一(神戸大学教授、中国残留日本人
孤児を支援する兵庫の会世話人代表)

I. はじめに

中国残留日本人(残留孤児、残留婦人)の二世が直面する課題、その解決の方策について。

§ 日本敗戦時、13歳未満：残留孤児。 13歳以上：残留婦人。

二世の正確な人数：不明。

∴ 1) 一世の人数も不明。

日本政府：6723名を認定。残留孤児：2557名、残留婦人：4166名。(いずれも永住帰国者)

BUT 認定以前に多数の一世が中国で死去。認定されていない一世も。

2) 日本政府：二世(多数を占める私費・呼び寄せ帰国)の人数を把握せず。

一応の目安：一世に平均4人の子供(二世)とすれば、二世は約2万7000人。

§ 二世家族(配偶者・三世を含む)：10万人以上。

二世の多様性。30～70歳代、学歴・職歴・国籍・日本語能力も多様。

∴ 「二世問題(二世全体に共通する問題)」は見えづらい。「個人差・自己責任」と見られがち。

多様性を生み出した原因の正確な理解が重要。

II. 二世の生活実態と諸問題：64人の二世(日本在住。配偶者は含まない)へのインタビューに基づいて

(1)二世の多様なタイプ

大きく2つ、細かくは3つのタイプ。

①【若年帰国層】：10歳～22歳で日本に帰国。

残留孤児の二世。1978年～1991年(比較的早期)、日本政府国費、一世と同伴帰国。現在、38歳～49歳。

②【中高年帰国層】：23歳～57歳で日本に帰国。

一世が先に日本に帰国。その後、私費で呼び寄せ。1992年～2008年(帰国遅延)。現在、51歳～72歳。

1)【中年帰国層】：39歳以下、1995年以前に帰国。主に残留孤児の二世。

2)【高齢帰国層】：40歳以上、1996年以降まで帰国遅延。残留婦人の二世。

§ 帰国のピーク、残留孤児：1987～88年 残留婦人：1995～96年。

各タイプの全国的な人数：不明。

BUT 浅野調査(約450名)：残留孤児二世は【若年帰国層】と【中高年帰国層】が概ね半々。

残留婦人二世は【若年帰国層】と【中高年帰国層】が圧倒的多数。

∴ (前述)残留孤児・残留婦人の比率も考慮すれば、【若年帰国層】：【中高年帰国層】≒1：4

インタビューした64名の内訳も、概ね1：4。

各タイプ：帰国後の日本での生活も、大きな違い。

(2)【若年帰国層】：若年(10～22歳)で帰国。

1) 日本で、比較的安定した生活。

日本の学校で就学(特に帰国時、15歳以下)。一部は大学・大学院卒業、アメリカ留学も。

日本語(特に会話)：あまり問題なし。日本国籍を取得。

貿易・通訳・技能職・事務職・支援相談員等、中国語・資格を生かした正規雇用。

帰国後、結婚。夫婦共働き。約半数が世帯月収30万～50万円。経済的に安定。

日常の交際相手：10人以上。日本人の友達も。

地域の多文化共生活動のリーダーも(華僑団体と連携等)。

2) BUT 日本生まれの日本人と比べれば、様々なハンディ。

「日本で進学したがったが、できなかった」(特に16歳以上・義務教育学齢超過で帰国)。

* 「日本の小学校で言葉がわからず、授業がさっぱりわからなかった」

「高校に行きたかったが、日本の学校や進学の情報もなく、いつも生活がぎりぎり、考えるゆとりもなかった」

「自立指導員に『生活保護なのに、大学などとんでもない。すぐに働け』と言われ、進学を諦

めた」

§「同伴帰国できなかった兄姉を呼び寄せるため、大学進学を諦めて働いた」
最終学歴：4割弱が中学卒。同世代の日本人と比べ、明らかに低学歴。
日本の学校でいじめ・差別も多数。

*「中学で周りから無視され、殴られて前歯を折られた」

「学校でいじめられ、帰り道、姉妹で公園で泣いた。両親に心配をかけてはいけないと思い、家の前で泣き止んでから帰宅した」

§「中学では『中国人だ、日本人じゃない』といじめられた。私は日本語が達者でないし、怖くて恥ずかしくて喧嘩もできず、何も気づかないふりをして耐えた。中国ではたくさん友達がいたのにと憂鬱だった。高校時代、社会科の先生がクラス全員の前で『中国は遅れている。日本が侵略したのも、中国が遅れていたからだ』と発言した。私は日本語に自信がなかったので反論できず、悔しかった」

単純労働・非正規雇用が多数。最初は正規雇用→文化・価値観の違いで非正規雇用に転職が多数。
半数弱は世帯月収15~25万円、「経済的に苦しい」。

§「工場が倒産し、来月からは失業保険も切れ、無収入になる。仕事はきつても危険でもいいから、家族がまともに生きていける給料がほしい」

「一応、正社員だが月給ではなく、時給だ。外国人扱いだから仕方ない。日本人より余計に仕事をさせられたり、休息を取れなかったりは日常茶飯事だ」

「最初の職場も次の職場も倒産した。今は失業中。職安に行くと、私は言葉がわからないとみなされ、障害者の紹介窓口に戻された。帰国者、またはせめて外国人の窓口を作ってほしい」

日本語の読み書き：過半数が「日常生活でも困る」。

学校・職場で日本人との接触が多い。∴ 差別された体験も多い。

日本での生活が長い。∴ 中国人との交際にも違和感。

*「日本人との間には距離があり、深く付き合えない。でも中国に住む中国人との間にも距離があり、『進退両難』だ」

「日本人の前では、私は一人の『中国人』になる。でも中国人の前では、私は日本人と見なされ、そこでも隔たりを感じる」

日本で結婚相手を見つけるのが困難。

*「私は2回、日本人女性と交際したが、結婚話が出ると、相手の親に抵抗があるようで、縁談はどちらも立ち消えになった。すごくショックだった」

「結婚できないことが一番の悩み。以前、中国人男性と交際したが、彼は永住ビザ目的で、永住権が取れたら私と別れて別の中国人女性と結婚するつもりだった。私はもう日本に長くいるから、中国人の考え方がわからなくなっている。でも日本人とも価値観が微妙に違い、心からの深い交際ができない」

中国で見合い結婚。思惑の違いから離婚も。

※【若年帰国層】：日本で比較的安定。BUT 同世代の日本生まれの日本人と比べ、様々なハンディ。

(3)【中中年帰国層】：中中年(23~57歳)で帰国。

1) 日本語教育受けず、帰国直後から単純労働・非正規雇用で就労。

低賃金、重労働、言葉の壁、差別、労災、倒産・解雇等、劣悪な労働条件が蔓延。

中国で習得した専門知識・技術はほとんど生かせず。

*「最初の電機工場は3年で倒産。次の魚加工工場は3年後に理由も告げられないまま解雇。次の食堂では日本語がわからず、同僚から『わからんさん』とあだ名をつけられ、いじめられた。今の野菜加工工場では仕事が遅いと野菜屑を投げ付けられ、いつも怒鳴られている」

「来日3日目から漬物工場で働いた。朝8時から夕方5時まで立ちっぱなしで漬物を切る。でも正月、夜10時まで残業させられ、腰が痛い上に眠く、包丁で手を切り、血が止まらなかった。それで『衛生によくないから、明日から来なくていい』と解雇された」

「1日に2000本の焼き鳥を串に刺す。指を傷つけるのはしょっちゅうだ。力を入れなければ刺し通せず、指はタコだらけ。肩と手も痺れて感覚がない。休み時間もなく、休日も仕事だ。朝9時に入社して、早くて夜7時半、遅ければ10時まで仕事。それでも月12万円程度にしかない。肉を扱うから冷房が強く、皆、身体を壊している」

「朝2時から新聞配達、昼が冷凍工場、夜が港で荷積みと3つの仕事をかけもちで、毎日へとへとに疲れ果てた」

特に労働条件が劣悪：私費・呼び寄せ帰国の際の身元保証人が経営する会社。

*「身元保証人の自動車部品工場で、時給は男性700円、女性600円で昇給もボーナスもない。この保証人は、3つの帰国者家族の保証人になり、その家族全員を自分の工場で働かせていた。私達は保証人が所有する古い一軒家に住み、その家のリフォーム代・96万円も、給料から毎

月天引きされた。残業も多く、仕事もきつく、日本人の労働者さえ、『以前、その仕事は3人でやっていた。ひどい』と同情していた。労災で手にケガもした。それでも逃げ出さなかったのは、まだ日本に来られない兄の保証人を、その社長に頼まなければならなかったからだ」
「身元保証人が経営する工場で働いている。私は一家3人分の身元保証料・手数料として、毎月13万5000円を1年間、社長に払い続けた。社長は自分の古い住宅に、頭金20万円、家賃6万5000円で私達を住ませた。仕事は月280時間で14万円、夫は300時間以上働いて19万円位だ。職場での怪我は日常茶飯事だが、日本語ができないので病院にも行かず、我慢している」
特に帰国遅延・高齢の【高年帰国層】：就職自体が困難。労災が頻発、危険な職場。

* 「プラスチック加工工場で運搬工をしたが、腰痛になり、指の形も変形した。医師に『今の仕事をやめなさい。これ以上続けると身体が壊れる』と言われた。去年、全然歩けなくなり、手術を受けたが、仕事をしなければ生活できないので、今もその仕事を続けている」
「コンクリート工場で仕事、目に薬品が入り、目玉の一部が白濁してしまった。会社は何も補償してくれない。夫も同じ工場で、失明した。多分、コンクリートの破片が目に入ったと思う。法律もわからず日本語もできないので、自分で治療費を払って通院した」
「鉄工場で硫酸に触れ、命にかかわるほどだったが、会社からは何も賠償はなかった。今も何か変な匂いがすると身体が激しく反応する」
「クリーニングの職場で使っている薬品は有害だ。マスクをかける規則だが、夏は暑くて息ができず、冬はメガネが曇って作業できないから、かけていない。2～3時間作業すると、頭がフラフラになる」

§ 「帰国時、もう52歳だ。仕事探しに行ったが、年を取り、日本語もできないから、雇ってくれる所はなかった。つらかった」

「帰国時、日本語ができない上、もう55歳だったので、雇ってくれる会社がなかなか見つからなかった」

「餃子工場で働いた時、袖が機械に巻き込まれて手をケガした。解雇されるのが心配で同僚にも言わず帰宅し、2日間休んで自己負担で治療して、また出勤した」

夫婦共働き。世帯月収15万～25万円（【若年帰国層】より低額）。「経済的に苦しい」が多数。

2) 現在、退職の時期。（←定年・解雇・倒産・健康破壊等）。

BUT 中高年になってから帰国、不安定な非正規雇用・失業期間も、日本での年金加入期間不足。老後、年金生活は不可能。

* 「帰国時、既に50歳だった。生活保護に頼りたくないから、一生懸命働いて自立しようと、この十数年、頑張ってきた。でも年金は月1万円位しかない。妻の年金も2～3万円だ」

§ 「41歳で帰国したので、60歳の定年まで働けたとしても年金の加入期間が15年8カ月しかなく、年金は1年で35万円、とても生活できない」

「帰国時、もう40歳で、定年までいくら頑張っても25年の最低限の加入期間にどうしても達しない。1994年から2013年までずっと働いたが、19年にしかならなかった。月1～2万円の年金では生活できない」

「年金は月1万円しかなく、生活できない。仕方なく生活保護を受けるしかない。去年までずっと仕事をしていた。でも年金加入期間が22年間しかなかった。去年、胆石を患って入院し、仕方なく生活保護を受けた。治癒後、生活保護を受けたくないのですぐ働きに行ったが、また胆石ができた。それでまた生活保護を受けるしかなかった」

「30歳以上で来日した二世は、退職後、年金がとても少ない。ある二世は、夫婦2人で年金が5～6万円しかない。日本では暮らせず、中国に帰って生活している。でも親と子供は日本にいたので、本当にかわいそうだ」

生活保護支給を申請。BUT 容易に支給が認められず。（「自立の強制」）

* 「2年前から生活保護を申請しているが、認められず、『まだ働け』と言われる。今、腰痛で1週間も仕事を休み、寝たきりだ。夫も失業中で仕事が見つからない。身体を壊してまで必死に働いてきたが、生活は悪化の一途だ。どうすればいいかわからず、相談にのってくれるところもない」

「無理をして働いていたが、職場で脳梗塞になって倒れた。医者には、これ以上無理をしたらだめだと言われた。仕方なく生活保護を申請したが、支給されるまで1年以上かかった。その間の生活は、本当に苦しく、死んだ方がましと思った」

「67歳だが、まだ働かなければならない。生活保護を申請しても、『自立しろ』と言われるばかりだ。年金は月1万円しかなく、月給は6万円ですりょうもない。妻も63歳でまだ働いている」

生活保護受給。

→a) 貧困な生活（夫婦2人で月額11万～13万円程度）。

* 「生活保護でギリギリの生活をしている。家賃・光熱費を引くと、生活費は1人当たり3万円しか残らない」

b) 収入・支出も厳しく監視・指導。

* 「いつも監視されている気がする。市役所の職員が訪問してきて家の中を調べ、『新しい机が増えたね。どこで、いくらで買ったのか。子供から、お金をもらっていないか』と聞いてく

る。私は、『机は近くのゴミ捨て場で拾った。子供達も失業しているから、私にお金をくれる余裕はない』と答える。職員は、私に節約・就労について指導しようとする。節約なら私達こそ専門家で、指導してもらう必要はない。偉そうに言っている職員の表情を見て、あなたも私達のような生活を1カ月でも体験してみたらどうかと言いつ返したい。でも、反論できない。職員を怒らせたなら、生活保護を止められるからだ」

c) 受給後も「自立せよ」との指導・強制は継続。

* 「今も2カ月に1度、市役所の職員に『働きなさい』と言われ、指導員にも『自立しろ。生活保護は国民の税金だ。自立しないのは恥だ』と言われ続けている。気が滅入り、鬱になった。ストレスで1日2時間しか眠れず、時には自殺すら考えた。私だって、仕事ができればしたい。でも高齢で病気の母の介護をしている61歳の病気の私が、どうやって就職できるというのか働けるというのか」

d) 中国訪問も厳しく制限。二世の配偶者は中国人、中国に父母などの家族在住。

旅費確保が困難な上、訪中期間中の生活保護費は支給されず。

* 「生活保護のため、2週間以上の訪中は認められない。一度、訪中して、生活保護を14万円差し引かれた。ただでさえギリギリの生活保護から差し引かれ、本当に苦しかった。私達は犯人でもないのに、なぜ自由に動けないのか。中国に帰った時も生活費はかかるのに」

「妻は父親の葬儀にも行けず、親戚からも非難され、精神がおかしくなるほど苦しんでいた」

§ 「生活保護で制限され、訪中しにくい。母は中国で死去したので、墓参に行かなくてよいわけがない。また妻の親戚はほとんど中国にいる。生活保護を受けたら親戚訪問の権利もなくなるのは、不合理だ」

「訪中して生活保護を差し引かれた。これは人権侵害だ。生活保護を受けると、親戚・友達と会う権利もなくなった。夫の両親の墓も中国にあり、墓参に行かねばならない。こうした二世の特別な事情をふまえ、特別な対応をすべきだ」

e) 「補足性の原理」。年金等の収入があれば、生活保護支給額は減額。

∴ 日本で長期間働き、一定の年金がある人ほど、強い不満。

* 「うちは夫婦で年金が9万8000円しかなく、生活できないので、1万円強だけ生活保護を受けている。20年近く、苦労に苦労を重ねて頑張って働いてきたのに、ずっと働かずに生活保護で暮らしてきた人と同じ生活水準で、同じように監視され、自由を束縛されている。これは不合理だ」

「年金が生活保護費と相殺されるのは納得できない。仕事をした人と仕事をしてこなかった人が、老後は同じ生活保護になり、年金はなかったことにされてしまう」

3) 多数を占める私費帰国者：公営住宅の優先的斡旋なし。劣悪な居住環境も。

* 「ずっと公営住宅を申請しているが、当たらない。今は1部屋しかなく、狭くて悩んでいる。夫が寝たきりで段差がないと起き上がれず、ベッドがどうしても必要だ。でも、ベッドを置くと、すごく狭いスペースしか残らない。私はいつも身体を曲げるようにして寝ている。まともに眠れず、持病の糖尿病が悪化するのではないかと心配だ」

「娘・孫と3人で16平米の部屋に住んだ。市役所に何度も『もっと広い部屋を』とお願いしたが、だめだった。夏は本当に苦しい。皆、身体の調子を崩し、私も仕事で、気を失って倒れたことがある」

§ 「民間アパートが暑くてたまらず夜も眠れなかった。生活がギリギリなので扇風機も買えず、このままでは死んでしまうと市役所に訴え、8年後にやっと市営住宅に入れた。市営住宅に入るのは、宝くじに当たるようなものだ」

4) 公的な日本語教育なし。仕事と日本語学習の両立も困難。

【若年帰国層】に比べ、日本語能力が明らかに低水準。

§ 「日本語を集中的に勉強したかったが、仕事に行かないと生活が成り立たないから行けなかった。私達も国費帰国者のようにいろいろ政策があったら、もっとましな状況になっていたと思う」

「国費の弟達は定着促進センターや自立研修センターで1年近く日本語を勉強した。同じ両親なのに、なぜ待遇が違うのか。日本で生活するのに日本語の勉強が必要なのは同じではないか」

「生活保護を申請する時、『日本語がわからないので、市役所の通訳に手伝ってほしい』と頼むと、『通訳は一世のために設置したので、二世は利用できない』と断られた。それでやむなく日本語ができる親戚を連れて出直す時、『この人はあなたの親戚だから、あなたの利益になることばかり言う。そんな通訳は認めない』と言われた。別の時は、市役所は中国語が片言しかできない日本人の通訳を出してきて、まったく話が進まなかった」

日常の交際相手：帰国者仲間だけに限定されがち。10人未満。

特に【高年帰国層】：日本語「ほとんどできない」。孤立しがち。

* 「夫は友達もできず、精神的におかしくなっている。たとえば一人で家にいると恐怖感に襲われたり、毎日ずっと同じドラマのDVDを見続けて、異常な雰囲気だ。夫が日本で1年間に喋った量は、中国で1日に喋った量より少ない。これではおかしくなる」

「他の帰国者との交際もほとんどない。帰国者は皆、仕事で忙しいから、話す時間はない。悩

みがあっても、誰にも言わず辛抱するしかない」

「東西南北もわからず、乗り物にも乗れないので、どこにも行けない。私達は夫婦とも高齢で障害もあるから、団地の敷地の外に出たことはほとんどない。外に行ったら、言葉ができないから道をたずねられず、帰って来られない。身体が不自由だから、帰国者の集まりにも行けない」

5) 高齢化。病気・障害。「病院で言葉が通じない」。

* 「病状を医師に説明できず、医師の説明もわからない。市役所で通訳を頼むと、『私費帰国者は通訳を使えない』と断われた」

§ 「病院が一番困る。日本語がわからないので、自分の病気の状況も話せず、とても心配だ。医者言う言葉はまったくわからない。通院する時は娘に休暇を取ってもらうが、娘も仕事に行かねば生きてはいけない。通訳がいればいいと思う」

「夫は全身病気だらけで、血圧は180~230で白内障もある。本当は仕事ができる状態ではないが、仕事をしないと生活できないので働いている。公営住宅4階で、夫は足が痛いのので毎日、夫の背中を押して4階まで昇っている」

「夫は注射アレルギーで帰宅後、黄疸がおき、口から泡を吹いて死ぬ寸前になった。言葉がわからないので救急車も呼べず、近所の人に頼んでようやく助かった。今も身体はボロボロで、上の歯が全部落ち、体重は48キロしかないが、それでも無理をして鉄工場で働いている」

生活保護を受けていない場合、医療費負担も深刻。

* 「足の関節炎がひどく、よく突然倒れる。でも病院に行くと初診料だけで3000円、週に2回も注射され、すごくお金がかかった。それで今は通院せず、娘が買ってくれた薬を飲んで我慢している」

§ 「これまで手術を7回受けた。子宮癌手術だけでも2回だ。手術の費用が高く、長年かかって稼いだ金はほとんど使い果たした」

6) 日本国籍を取得する機会も少ない。「永住資格」不許可も。

* 「日本国籍に変えたいが、役所の人に『日本語ができなければ手続きできない』と言われた。25年も日本に住み、税金も納めてきたのに選挙権がないのは納得できない」

「永住申請は却下され、3年更新のビザだ。日本国籍に入るかと聞かれたことは一度もないが、行政の人に、日本の名前をつけろと言われた。名字は母（残留婦人）と同じにして、名前は行政の人が勝手につけた。兄が『有一』、私が『有二』。なぜ自分がこの名前なのか、何も考えないうち、聞かれないうちについていた」

§ 「日本国籍に入りたいが、夫の両親の戸籍、両親との昔の家族写真等、いろんな書類が必要で、とてもややこしい。中国の役所に行かねば書類が揃えられず、中国の役所の手続きはすごく時間がかかる。私達は仕事があるので、長期間、中国に行けない」

※ 【中中年帰国層】：かつての残留孤児と同様、または一層深刻な苦難（←公的支援欠如）。

(4) 【中中年帰国層】の家族問題：苦難の世代的継承

1) 帰国後の生活苦・ストレス→夫婦関係の悪化・離婚。

* 「夫は年金もなく、生活保護で自由を束縛されるのに耐え切れず、黙って中国に戻ってしまい、離婚した」

「夫と中国では円満だったが、最近、離婚した。もともと夫は日本に来ることをあまり望まず、来てからは夫婦喧嘩が絶えなくなり、中国に戻った」

「兄（【中中年帰国層】）は、鉄工所で働いたが仕事がきつく、給料も月10万円しかなかった。日本での生活が苦しいこともあり、ついに兄は離婚してしまった。それで兄は日本が嫌になり、中国に帰り、中国籍に戻りたいと申請したが、許可されなかった。兄は日本にどうしても戻りたくなくて中国で超過滞在になり、強制退去で戻ってきた。兄は今、生活保護で暮らしているが、何度も自殺未遂をした」

2) 【中年帰国層】：幼少の子供を同伴して帰国、または帰国後に日本で子供誕生。

子育ての苦難。

* 「帰国時、一番下の娘はまだ4歳だったが、私は生活のため、毎日仕事をしなければならず、保育所の情報も知らず、娘は1年間、毎日、家で泣いていた。ご飯は炊いておいたが、小さな娘が食べるかどうかもわからなかった。娘に本当にすまなかった。しかも娘は精神的な病に罹っており、私が帰ってくるとひどく混乱していた。それでも働かなければ、生きていけなかった」

§ 「娘は小学2年の時、42度の熱が出た。私は仕事で忙しく、夜遅くに帰宅するまで全然知らなかった。娘も、私が忙しいので教えなかった。子供達に本当に申し訳ない気持ちで一杯だ」

子供（三世）達：日本・中国の両方の文化を生かし、日中両国で活躍も。

BUT 学校でいじめ・差別、勉強で「言葉の壁」、深刻な困難も。

* 「子供は中学校で仲間外れにされ、不登校になった。以来、引きこもりになり、うちから金を

持ち出してゲームセンターに入り浸るようになった。夫が殴ると、子供は家出して3日間も帰ってこなかった。来日後、私達は生活がギリギリで先も見えず、夫婦喧嘩ばかりして、子供のことを構わなかった。今はとても後悔している」

「息子は学校でいじめられた。私達夫婦は生活のためずっと働かなければならず、相談相手になってやれなかった。息子家に引きこもって不登校になり、中学を途中でやめてしまった。今もあまり人前に出られない。息子の将来を本当に心配している」

§「子供達は皆、学校で『中国人だ、馬鹿だ』と言われ、何度も泣いて帰った。『母さん、中国に帰ろう』と訴えてきた。昔は子供に心配をかけないように、一人で海辺に行き思いつき泣いたこともある」

「娘は学校でいじめられたが、最初は私達に言わなかった。後に、なぜ教えなかったかと聞くと、『お母さんは毎日、忙しいから』と答えた。今思い返しても悔しい」

子供（三世）達：中国語ができなくなり、帰国者であることに「恥」意識、親子のコミュニケーションが困難に。

*「息子は、自分が帰国者であることを恥ずかしく感じている。私が学校に行くと、『学校で中国語は使わないで』と言う。息子は中華料理も食べない。中華料理を作ると、別のものを食べる。息子はいつも、『一番いいのは自分の家族が皆、本物の日本人になることだ』と言う。私は心が苦しい」

「子供は幼稚園の時から中国人といっただからかわれ、いじめられた。日本で育った子供は中国人を嫌い、親とも親しくなくなる。私の中国語がわからないので、息子は私を無視するようになった。私は、日本に来たことを本当に後悔している」

§「子供は中国語ができないから、家庭内でうまくコミュニケーションできず、すごく変な雰囲気だ。子供と会話できず悔しい。子供は『中国語はわからん。中国語を話さないで。もういいわ』とか言う。本当に悩んでいる」

子供（三世）達：安定した就職困難も多数。

*「来日後、一生懸命頑張って働いたが、生活がぎりぎりだった。息子は16歳で中学2年に編入されたが、高校に進学させる経済的余裕はなかった。今も悔しい。息子は中卒で就職し、最初の月給は6万円だった」

子供（三世）達：日本で結婚相手を見つけることが困難。中国で見合い結婚。離婚も頻発。

*「息子は、中国の女性と結婚したが、女性は日本で稼ぐことが目的だったようで、スナックを開業して帰宅しなくなり、結局、離婚した。息子は自暴自棄になり、酒を飲み歩いて、今も悩んでいる」

「息子は2人とも離婚した。どちらの妻も中国で見合いをした中国人だが、来日目的の結婚詐欺で、永住資格をとるとすぐ離婚された」

※【中年帰国層】の子供（三世）達：【若年帰国層】の二世と似た問題・困難に直面。

3) 【高年帰国層】：帰国時点ですでに、過半数の子供が義務教育の学齢超過。

子供（三世）：日本で就学せず、直ちに単純労働・非正規雇用で就労。

【中高年帰国者】の苦難：世代を越えて再生産。

*「息子は帰国時、18歳で、日本で学校に通わずすぐ仕事に出た。当時、生活保護だったので、息子は『早く働いて自立せよ』と何度も言われた。息子は厨房で重い鍋を運ばされ、2カ月で体重が10キロ減った」

「息子は帰国して学校に行かず、すぐ仕事を始めたが、今日はここで働き、明日はクビになって別の所で働くという状態だ」

§「息子は18歳、娘は15歳で帰国。二人とも就学せず、仕事に出た。どちらも中国で中卒だった。日本語もできず、職場では、よくいじめられた」

Ⅲ. 二世の永住帰国と支援法の諸問題

二世：全体として帰国が遅延 & 帰国の時期・年齢が多様。異質。→帰国後の生活の困難に直結。

(1)なぜ二世の帰国は遅延し、多様な時期・年齢に分散したのか？・・・日本政府の帰国政策に起因。

1) 日本政府の政策 → 一世の帰国自体が大幅に遅延・多様化。

a) 1958年、中国から日本への集団引揚事業を打ち切り。

かつては「中国政府が打ち切った」説が有力。

BUT 今は「日本政府」であったことが明白に。（残留婦人三世・南誠氏）

b) 1972年（日中国交正常化）、一世の日本国籍を一時的に剥奪、中国籍とみなす措置。

帰国に際して身元保証人が必要等、一世の帰国はますます遅延。

帰国制限の完全撤廃＝1995年（日中国交正常化から23年後）。

§「父は1974年には実父（本人の祖父）と連絡がとれた。父は一日も早く日本に帰国したかったが、肉親が身元保証人になってくれず、帰国できなかった。長い時間をかけ、ようやく伯母が身元保証人になってくれたが、それからもまた手続きに時間がかかり、1995年まで帰国できなかった。帰国手続きのために瀋陽に5回、北京に3回位

行った。日本領事館の職員は、書類不足を理由に手続きを拒否したが、どんな書類が不足しているのかはっきり教えてくれない。日本の伯母と連絡しながら書類を揃えたが、当時、国際電話は高く、1分で68元かかった。月給が110元の時代だ。手続きにはすごくお金がかかった」

「身元保証人がいないと、一世は帰国できないから、一世の帰国は大幅に遅延してしまった。そのため、二世の帰国も遅延した。母は一時帰国の時、厚生省に永住帰国の手続きに行った。中国に戻ってきてからでも、手続きに2年間をかかった。ややこしかった」

2) 日本政府：20歳未満・未婚の二世（≡【若年帰国層】）にだけ、一世との国費・同伴帰国を許可。

∴ 20歳以上・既婚の二世（≡【中高年帰国層】）の帰国：一層、遅延。

§ 先に一世が帰国して、その後に二世を私費・呼び寄せ。身元保証人の確保・複雑な手続き・莫大な費用（借金）。

「うちは母も含めて全員、私費帰国。国費帰国の手続きは何回もやったが、理由は不明のまま許可してもらえなかった。実母は少しでも早く日本に帰国したいと言い、自費で帰国した。1人1万円、家族計7万円かかった」

「私は未婚だったが20歳以上だったので私費帰国。手続きはとても難しく、身元保証人を見つけるのは本当に大変だった。また私の帰国には2800元かかった。あちこちの親戚から借金をした。当時、わが家の月収は100元だった」

「1991年から帰国手続きをしたが、1996年ようやく帰国できた。仲介者の中国人に3万円を払って手続きをしてもらった。身元保証人は日本の会社社長だったが、帰国すると保証人は行方不明になっていた」

「父母の帰国手続きも、父母の結婚の立会人の証明とか複雑で本当に大変で何年もかかった。私達の呼び寄せは、先に帰国した弟が日本人に1人5万円、計30万円で身元保証人を依頼した。54歳で帰国した後、2年間かけて、その30万円を支払った」

「一番下の妹だけが1983年に国費の同伴帰国。なぜ日本政府は、残留邦人の子供の帰国を国費と私費に分けたのか。理解できない。20歳をすぎ、既婚の子は親の子ではないというのか」

「1974年、帰国許可通知書が母に届いたが、私と弟がもう既婚で同伴帰国できないので、母も帰国を断念した。当時、20歳を越えた既婚の子供は同伴帰国を認められなかった」

& 日本政府：一世の自立指導員に、二世を呼び寄せる身元保証人にならないよう指示。「家族呼び寄せのために、身元保証人になってほしいと依頼されることもあるが、基本的に帰国者自身が自立して家族を呼び寄せることが望ましい。安易に引き受けせず…」厚生省『帰国者受入れの手引き』

3) 【中高年帰国層】の二世：ごく一部、国費・同伴帰国も。

∴ 1994年、日本政府：高齢化した一世に、20歳以上の二世の国費・同伴帰国を一部、認可。

BUT 【中高年帰国層】：帰国後の生活実態に、国費・私費で大差なし。

∴ 国費帰国者の公的日本語教育は短期間、それだけで日本語を習得は不可能。

就職斡旋・経済支援は、国費帰国者にも極めて貧弱。

国費帰国者に提供された自立支援策は貧弱。帰国後の生活にあまり影響せず。

帰国時の年齢・年次の方が、帰国後の生活に決定的に影響。

(2)なぜ日本政府は帰国を妨害・制限し、帰国後も十分な自立支援策を実施しなかったのか？

日本政府の言い分・主張

1) 残留日本人の被害＝「国民が等しく受忍すべき戦争被害」。

「戦争被害」：国民が「等しく受忍すべき」。

∴ 政府：残留日本人だけに特別な救済策を実施する法的義務はない。

2) 残留日本人：1972年以降、日本国民ではなく、外国人（中国国民）。∴ 厳格な入国管理は当然。

1972年（日中国交正常化）以前、日本政府にとって中華人民共和国は存在せず。

∴ 中国大陸に取り残された日本人：日本国籍（＝日本人の未帰還者）。

BUT 1972年（日中国交正常化）、日本政府は中華人民共和国を承認。

∴ 中国大陸に長らく実質的な中国国民として生活してきた日本人：自らの意思で日本国籍を離脱、中国国籍を取得したとみなす。

日本政府が中華人民共和国（国籍）を認めたのは、1972年。

∴ 残留日本人：1972年（国交正常化の日）、自らの意思で一斉に日本国籍を離脱、中国国籍取得。

3) 残留日本人の永住帰国・帰国後の生活：個々の家族のプライベートな「私事」。

民事不介入の原則を遵守。政府の政策的介入は抑制すべき。

& 帰国後の生活：親族扶養義務で対処。∴ 帰国には肉親の身元保証人が不可欠。

国費・同伴帰国：20歳未満・未婚の二世に限定 & 高齢化した一世に20歳以上・既婚の二世を容認。＝帰国後の生活問題を親族扶養義務で対処。

∴ 日本政府：残留日本人の帰国を厳しく制限。帰国後も積極的に介入（支援）を実施せず。

残留日本人（一世）が特殊な「戦争被害者」であることに配慮し、特別に帰国・入国を認め、帰国後も民事不介入・自己責任（自立）・親族扶養義務の原則を侵さない範囲で、間接的・側面的に「支援」。＝残留邦人支援法の趣旨。

4) 二世：公的な支援対象外。戦後生まれ。一世とは異なり、「特殊な戦争被害者」ではない。

支援法：「残留邦人＝両親とも日本人（＝一世）」に限定。

「両親のいずれかが中国人（＝二世）≠残留邦人」。

(3)日本政府の言い分・主張は妥当なのか?・・・NO!!

1) 残留日本人の被害≠「戦争被害」。

(前述) 1958年の集団引揚事業打ち切り、1972年の日本国籍剥奪・身元保証人制度等、
戦後の日本政府の帰国妨害・帰国制限政策が生み出した被害。

§ = 国家賠償訴訟の原告・残留孤児の主張。多数の裁判所が認定した事実。

2) 1972年、残留日本人の日本国籍を一方的・一律に剥奪：理不尽。

残留日本人が自らの意思で日本国籍を離脱した事実なし。まして1972年・一斉にはありえない。

3) ∴ 残留日本人問題：個々の家族の「私事」・親族扶養義務で解決すべき問題ではない。

日本政府の責任、国の政策によって解決すべき問題。

BUT 日本政府：貧弱な自立支援政策。無責任。

§ = 国家賠償訴訟の原告・残留孤児の主張。& 違法とまで言えるかどうかはともかく、多くの裁判所が日本政府の政策に問題・不十分さがあった事実を認定。

4) 二世：戦後の日本政府の帰国妨害・制限政策 & 貧弱な自立支援策の被害者。

＝一世と同じ（【中・高年帰国層】は一世以上に深刻な被害）。

二世＝残留日本人。二世問題＝残留日本人問題の不可欠の一環。

& 日本の国籍法：両親の一方（1985年以前は父親）が日本人であれば、子供（二世）も日本人。

1972年の一世の日本国籍剥奪自体が不当（日本政府も、後に帰国後の「帰化」方式廃止）。

→ 父母のいずれかが日本人の二世も、本人が望めば、残留日本人と認定が当然では？

(4)二世の新たな苦悩＝一世の高齢化に伴う諸問題。

2007年、支援法改正。一世に新たな支援策開始。

a) 支援給付金の創設、b) 日本語学習・交流事業、c) 支援・相談員の設置。

一世の生活：それ以前に比べれば、明らかに改善。

BUT 11年間が経過、一世の高齢化。

日本語学習・交流事業への参加は次第に困難に。

日常生活の支援・介護、外出の困難に伴う孤立等の問題が深刻化。

a) 中国語で支援・介護が受けられる施設・サービスは圧倒的に不足。

b) 一世の支援給付金に収入認定：二世の同居による介護・支援も大幅に制限。

* 「両親（一世）の介護をしたくても、支援給付金の収入認定があるので同居できない。少し前、母が具合が悪くなり、私は『しばらくうちに泊ったらどうか』と言った。でもあまり長く泊まると、母が支援給付金で娘一家を養い、また娘一家の収入で母を養っているとみなされ、支援杞憂付近が減額されてしまう」

c) 一世の高齢化に伴う外出困難、病気・障碍、孤独等の問題深刻化

→ 支援・相談員の自宅訪問活動がますます重要に。

BUT 一世の死去、支援対象者の減少→支援・相談員の人数・勤務日数は削減傾向。

& 支援・相談員の多くは非正規雇用、将来の雇用不安

→ 適切な人材の確保が困難な地域も（留学生がアルバイトで毎年交替等）。

※ 現行の支援策：一世の高齢化問題に十分に対処できず。

＝二世にとって深刻な問題。

& 【中・高年帰国層】の二世：既に高齢者も多数。一世と同様の困難に直面。

公的支援の対象外。一世以上に深刻。

§ 「帰国者向けの老人ホームが必要だ。言葉が通じないから、普通の老人ホームに入っても、適切な介護が受けられない」

「将来、どうなるのか心配だ。介護サービスがあるそうだが、介護員と言葉が通じない。帰国者向けの老人ホームがあっても、私は生活保護でお金がないから入れないだろう」

IV. 日本の地で、人間らしく生きられる社会を目指して

(1)求められる緊急対策

1) 支援対象の拡大。

a) 国費だけでなく、私費帰国者も。

§ 「同じ二世なのに、国費帰国者は日本語教育や住宅で支援をもらい、私費帰国者には何もなかった。もし若い時に帰国して日本語教育と職業訓練をきちんと受けていたら、別の人生が送れたと思う」

「国費帰国者と待遇が違いすぎる。私費帰国者には、政府から何の支援もない。同じ残留日本人の二世なのになぜ、政策が違うのか」

「国費帰国の弟達は、定着促進センターで4カ月勉強し、自立研修センターでも6カ月勉強して、生活保護を受けながら正社員の仕事を紹介され、生活は安定している。私費帰国の私は、養うべき家族がいて、生きていくために、来日直後からきつい不安定な仕事で働くしかなかった。支援は、まったくない。同じ残留邦人の子供なのに、

何でこれほど待遇が違うのか」

「日本政府は二世を国費帰国者と私費帰国者に分けて、待遇も差別して取り扱っている。私費帰国者の二世は、自分で身元保証人を探さねばならず、帰国後も公的支援は一切もらえない。生活のため、早々に自立して働かなければならない。国費と私費の差別をなくすべきだ」

b) 一世だけでなく、二世（必要に応じて三世）も。

* 「残留邦人支援法を改正して、二世・三世に対する支援策を充実してほしい。年金・教育・雇用等の問題で、今のままでよいと考えている二世は、私の知る限りではない。皆、困っている。二世・三世は好き勝手に日本に来たと考えず、日本政府が生み出した残留日本人問題の一環と捉えてほしい」

「二世はやっと日本に帰国したが、公的支援は一切なかった。なぜ一世と同じに扱われないのか。一世の帰国が大幅に遅延させられたから、二世の帰国も遅くなってしまった。そのため義務教育も受けられず、年金加入期間も短くなってしまった。老後、年金で生活できなくなった。これらは二世個人の責任ではない。日本政府の責任だ。二世問題は、日本政府の責任で解決すべきだ。私は1946年生まれで、年齢も人生体験も、残留孤児とほとんど同じだ。生活保護ではなく、一世のような支援給付金にして、人間としての尊厳を取り戻してほしい」

§ 「日本政府は早急に65歳以上の二世のための支援策を作ってほしい。日本への帰国後、二世と一世と同様にいろんな苦勞をしてきた。これは一番切実な問題だ」

「二世は30~40歳代で日本に来た。日本語もできず、いい仕事も見つからず、老後の年金もない。特に残留婦人の二世は、年齢的には残留孤児とあまり変わらないが、待遇的には雲泥の差だ。二世で60歳代の方は少なくない。その人々はほとんど生活保護で暮らしている。生活保護ではなく、日本政府は支援策を出してほしい」

「日本政府は、一世と二世を別け隔てしている。一世には支援策があるが、二世には何もない。来日して34年になるが、ほとんど自力で頑張ってきた。日本政府から、日本語教育も就職斡旋も経済支援も何ももらわなかった。日本政府は二世問題を解決してほしい。老後、一世に準じた待遇をしてほしい。二世と一世は不可分の同じ集団だ。二世を一世と平等に待遇すべきだ」

「二世でも高齢者が出ており、その生活を考えると、とても不安になる。高齢化した二世と三世が同居しているケースもあり、その場合、三世の経済的負担が重くなり、それが四世の生活や教育にも影響している。帰国者の子供が十分な教育を受けられないということがあってはならない」

2) 現実生活にあった支援内容への改善。

a) 就労可能な二世・三世に、実効性のある職業訓練・職業斡旋。

§ 「働ける二世には、就労支援・職業訓練が必要だ。また労働条件の改善も必要だ。支援交流センターの職員は、帰国者が働く職場を訪問・視察してほしい。それだけでも、職場の労働条件の改善につながり、帰国者の心の支えになるだろう」

b) 二世にも、一世に準じる支援給付金制度を創設。

一世・二世とも収入認定を撤廃。

年金による実質的な収入増、二世同居による一世の介護を可能に。

c) 支援・相談員の増員、雇用安定化、適切な人材確保。

適性をもった二世の積極的採用。（＝一世の高齢化対応 & 二世の就職・経済的自立）

d) 日本の義務教育を保障。夜間中学校等への通学支援。

§ 2016年、義務教育確保法。全国的に夜間中学校の増設。

夜間中学(大阪・兵庫・奈良・東京等)：一世・二世の日本語学習、生活安定・自立に大きな役割。

3) 支援内容：日本語・日本社会への適応だけでなく、より多文化的・越境的なものに。

a) 三世：中国語・中国文化の学習支援。

家族内の言葉の壁を緩和。

中国語・中国文化を生かした進学・就職支援。多文化的な交流事業・社会貢献の場を提供。

「帰国者＝恥」意識の払拭。自信・自己肯定感の涵養。

§ 「帰国者の子供達ももっと中国語を勉強できるチャンスがあればいい。若い子供達が中国語を勉強して、家族のコミュニケーションがもっとうまくできるようになれば、帰国者の精神的安定につながる」

b) 一世・二世：訪中の制限を撤廃。日本と中国の自由な往来・交流を促進。

→二世・三世：職業的活躍・経済的自立の基盤が一挙に拡大。

§ 「近年になって来日した若い帰国者（三世など）でひきこもりがちになっている人達に対し、誰かが情報を伝え、外に出て交流できるように働きかけることが大切だ。私も帰国直後、そんな気持ちになったので、よくわかる。日本に来て生活保護を受け、何の情報もなく、自分が何をしたらいいのか、何ができるのかもわからない。そんな毎日を送っていると、自分でも希望が見えなくなり、日本語の勉強もやりたくなくなってくる。そのような時に、誰かが『こうしたら、こんな道もあるんだよ』と一言言ってくると、それに向かって生きて行けるようになる。個人任せにせず、外に出るような機会・場所を社会が提供することが大切だ。言葉の問題で外に出られないのかも知れないし、日本に来て劣等感や心理的なトラウマがあるのかも知れない。それをいかに取り除いていくのか、一緒に考えるべきだ。ある三世は、中国で高校を出たので、日中両方の言葉を使えるような仕事につきたいと思っている。でも、すぐにそんな仕事につける自信もなく、そんな仕事をさがす手立ても情報もない。それで何をしたらいいかわからなくなり、そのうちに何もしなくなってしまふ。働きたくなくて引きこもっているのではなく、どうしたらいいかわからないのだ。外に出て人と話さなければ、思い込みが激しくなり、どんどん道が狭くなってしまふ。そんな三世が少なくない。そんな人達に手を差し伸べ、人生のチャンスを作ってあげるべきだ」

c)医療・介護・選挙等、中国語で生活できる社会環境の整備。

(2)二世の支援は、なぜ必要か？ 二世支援の社会的意義。

1)二世の人権擁護。深刻な問題に直面。高齢化。早急な解決が不可欠。

2)二世問題の解決＝残留日本人問題の真の解決。日本の民主主義の課題。

(前述)二世の苦難：戦争被害・自己責任ではなく、戦後の日本政府（国民主権・民主主義）の政策の過ちに起因。

二世問題＝残留日本人問題の不可分の一環。

日本国民（主権者）：自らの政府の過ちを認め、これを正すのは当然の責務。民主主義の課題。

§「私達はただの移民ではない。私達帰国者の問題は、どこから生まれたのか。その特殊な性格を明確にしなければならない。残留孤児や残留婦人の帰国が遅延したのは、日本政府の責任だ。だから私たちの帰国も遅延した。しかも帰国時、私達は帰国者として特別のビザで来た。私達を特別の資格で受け入れる以上、日本政府はこの問題を正視すべきだ」

「日本政府は敗戦直後に見知らぬふりをして、残留孤児を早期に帰国させなかった。日本に帰国後も、充実した支援策も配慮もなかった。残留日本人問題は、結局は日本政府の政策によって作られた。だからこそ、今の残留日本人問題、及び、二世問題が生まれた。その責任が私達にあるというのは、とんでもない話だ。残留日本人問題を解決する責任は、日本政府にある。私が日本で経験してきた多くの苦難も、私のせいで作られたものではない。中国にいた時、私は怠け者ではなく、きちんと仕事をしてきた。日本に帰国して生活保護を受けるしか生きる道がなくなったのは、私の責任か。私が劣等感を抱くべき問題ではない。日本政府の責任で解決すべき問題だ」

3)行政の財政負担軽減、社会・経済政策としての有効性。

現状のまま放置すれば、【中高年帰国層】とその子供（三世）：かなりの確率で生活保護受給。

適切な支援さえあれば、日中両国を舞台に多文化を駆使して活躍、経済的に自立できる人も多数。

逆に生活保護の「補足性の原理」：「働いても働かなくても同じ」、労働意欲を減殺。

二世等の支援：生活保護からの脱却の最も現実的な促進策。

4)日本社会の新たなグランド・デザインに向けて。

a)戦後の日本：1970年代まで外国人移民をほとんど受け入れず、国内労働力流動化（農村→都市）、高度経済成長（1955～74年）。

∴ 日本国内で出生、日本語で学校教育、日本国内で終身雇用、定年後は年金・親族扶養。

逸脱した人々：生活保護が最後のセーフティ・ネット。

生活保護：特例の救済措置。∴ 最低限度の生活水準、本来のライフコースへの復帰（自立）に向けて指導。

＝世界的・歴史的には、かなり特殊な社会。

海外から外国人移民を受け入れないことを前提として成立。

＝戦後日本の「単一民族神話」の基盤。（戦前の大日本帝国：「単一民族神話」は存在せず）

欧米：1950年代から多数の移民労働者を政策的に受け入れ。

移民：人生の途中から参入。その国の言葉はできず。その国の教育も受けず。

頻繁な転職・移動（≠終身雇用）。（海外に送金）

老後の居住地も多様（出身国、移民先の国、その他の国）。

日本に帰国した残留日本人（一世・二世）が直面した壁≠単なる「日本語の壁」。

移民（途中からの参入者）がいけないことを前提に成立している日本社会の構造的な「壁」。

就職・経済的自立、年金・生活保護をめぐる困難、義務教育の欠如等。

§「私達は中国の年金を捨て、帰国した。私は中国で8年間、夫はもっと長く働いたが、それは年金に換算されない。帰国者の老後の生活を十分考慮してくれるべきだ。せめて生活ができる程度で。日本に来て頑張らないのではない。この20～30年間ずっと頑張ってきた。政府はどうか考慮してくれるべきではないか」

「私は18歳から45歳まで27年間、ずっと中国で働いてきた。でも中国での勤続期間は年金に換算されない。老後の生活は大変だ。生活保護ではなく、日本政府は支援策を実施してほしい」

途中参入者を構造的に排除した社会に、個人的努力で適応するよう強制された途中参入者の苦難。

＝残留日本人（一世・二世）の真の苦難。

b)今日、高度経済成長型の日本の社会構造：もはや持続不可能。

地方の過疎化（限界集落等）：農村から都市への労働力流動化による労働力確保は困難。

少子・高齢化、非婚化（生涯非婚率：2015年、男性23.4%、女性14.1%）：親族扶養義務での対処も限界。

非正規雇用、特に若年層で激増（2018年、20～24歳の非正規雇用、男性33.4%、女性37.7%）

終身雇用、それを前提とした年金での老後生活も困難に。

生活保護受給世帯の増加（2017年、約164万世帯）、財政赤字の膨張。

不登校者（2016年、小中高で約18万3000人）、引きこもり（2015年、54万1000人）、

無戸籍者（2017年、法務省把握1305人）の増加。→受け皿として夜間中学校増設。

新規入国の移民・外国人定住者（2017年、在留外国人約256万人）、国際結婚（3～4％）増加。
日本社会：大きな転換期。新たな社会のグランド・デザインが必要。

= 「日本の地で、日本人（途中参入者・外国籍者を含む多様な日本社会の構成員）として、
人間らしく生きて行ける社会」の実現。

= 国家賠償訴訟で残留孤児が求めた社会。

二世を含む残留日本人問題の解決：未来の新たな日本社会の構築に向けた第一歩。

§ 「日中の自由な往来ができたらいいな。皆、同じ人間だ。普通の人間にとって、自由にどこにでも移動できるのは、いいことだ。日本国籍とか中国国籍とかは、別に大事なものではない」

「私は中国と日本、二つの国籍がほしい。私は人生の半分は中国で過ごし、日本でも13年をすごしてきたので、どちらも祖国と感じている。私は貿易の仕事でよく中国にも行くし、もしかすると今後、中国に駐在するかもしれない。人生の経験も、また血統や親戚も、中国と日本が半々なのだ。そういうこともあって、私の思考や姿勢には、柔軟性があると思う。ほとんどのことは受け入れることができるし、好奇心も持てる。こういうことは、日本にとっても中国にとっても良いことではないかと思う」

※ 本シンポジウム「多文化共生社会の確立・醸成に向けて」、

従来、「多文化共生」：しばしば「言葉・文化の壁」の問題に矮小化。

BUT 雇用・働き方、年金・生活保護、教育・医療、参政権等、

現実生活のすべての面で、従来の日本社会がもっていた「壁」の問い直し。

残留日本人問題(特に、二世問題)：「多文化共生社会の確立・醸成」の「試金石」。

《補足資料1：1984年の「口上書」》

* 「日本政府は、孤児の日本国への永住により生ずる家庭問題を責任をもって適切に解決する」

「日本政府は、孤児の養父母、配偶者、子女及びその他の孤児の扶養を受ける者が、孤児と共に日本国に永住することを希望する場合には、その希望を受入れ、孤児と共に訪日できるための査証を発給する」

「日本政府は、法律上、孤児に同伴して日本国に永住した中国籍の家族に対し、正当な権利を保護するとともに、日本における生活、就業、学習等の面で便宜を提供する」。

* 養父母、配偶者は扶養家族でなくても同伴を認められた。

1982年まで、国費同伴帰国の配偶者は「妻」のみ。女性残留邦人は配偶者を同伴不可。

後期集団引揚の支援対象：「日本国民たる父または母に同伴する満20歳未満の子で配偶者のないもの」

《補足資料2：1993年の「口上書」とその運用》

* 「家族の離別の問題の発生を避けるため、…中国在住の家族（配偶者及び扶養する家族）が同伴して訪日し、日本に永住することを希望する場合には、日本政府は、…これを受け入れ、そのために必要な措置を講じ、各種手続きの便宜を図る」。

「実子であって…扶養する家族でない者（以下「扶養しない実子」という。）及びその家族（配偶者及び扶養する子）が永住する目的で訪日する場合には、日本政府は出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、当該扶養しない実子及びその家族に査証を発給する際に便宜を図り、日本におけるその法律上の正当な権利を保護する。…扶養しない実子及びその家族が（一世と同居して一世を）扶養する場合には、日本政府は、当該扶養しない実子及びその家族の日本での生活、就業、学習等の面における便宜を図る」

* 1992年度以降、身体等に障害を有する残留邦人に対し、介護人という名目で二世一家の呼び寄せが可能に。

1994年度以降は65歳以上、1995年度以降は60歳以上、1997年度以降は55歳以上の残留邦人が帰国する際、扶養者として成年の子1世帯に限って同伴帰国が許可。

表1 帰国

	若年 帰国層	中高年帰国層		計
		中年	高年	
1978-91年帰国	11	7	3	21
1992-95年帰国	1	15	3	19
1996-2008年帰国	1	3	20	24
孤児二世	13	18	5	36
婦人二世	—	7	21	28
一世	12	7	5	24
との 関係	1	17	17	35
同伴 呼び寄せ 帰国前死去	—	1	4	5
国費帰国	12	4	3	19
私費帰国	1	21	23	45
計	13	25	26	64

表2 就労・経済・学歴(複数回答あり)

		若年 帰国層	中高年帰国層		計
			中年	高年	
日本で 経験 した 職種	不熟練労働	10	25	22	57
	技能工	3	7	—	10
	事務職・専門職	4	—	—	4
	貿易	1	1	—	2
	支援相談員	3	1	—	4
	自営業	1	1	—	2
	その他	—	1	—	1
一貫無職	—	—	4	4	
日本で 経験 した 雇用 形態	正規雇用	11	10	2	23
	自営	1	3	—	4
	非正規雇用	10	21	21	52
	その他	1	—	—	1
一貫無職	—	—	4	4	
調査時の 収入源	生活保護受給	—	4	22	26
	その他	13	21	4	38
調査時の 世帯 月収	30～50万円	6	5	2	13
	15～29万円	5	12	1	18
	7～14万円	—	6	23	29
	不明	2	2	—	4
調査時の 収入への 評価	とても満足	1	—	1	2
	やや満足	3	5	5	13
	どちらとも	3	6	3	12
	やや苦しい	4	6	12	22
	とても苦しい	2	8	5	15
最終学歴 (日中 双方)	大学・院卒	2	5	2	9
	高卒	6	13	4	23
	中専卒	—	—	3	3
	中卒	5	7	3	15
	小卒	—	—	7	7
不就学	—	—	7	7	
計		13	25	26	64

表3 日本語・社会関係

		若年 帰国層	中高年帰国層		計
			中年	高年	
日本語 会話	◎	5	—	—	5
	○	7	16	3	26
	△	1	7	18	26
	×	—	2	5	7
日本語 読み 書き	◎	2	—	1	3
	○	4	9	4	17
	△	6	10	11	27
	×	1	6	10	17
病気・障害あり 言及なし		2	13	23	38
		11	12	3	26
交際	10人以上	8	11	8	27
	1～9人	5	10	11	26
	いない	—	4	7	11
国籍	日本	12	13	7	32
	中国	1	12	19	32
計		13	25	26	64

◎：全く問題なし ○：日常は困らない
△：日常も困る ×：殆どできない